

平成30年度税制改正 Part 1

特例事業承継税制の創設

事業承継の際の相続税・贈与税の納税を猶予・免除する「事業承継税制」について、10 年間の特例措置として、適用要件の緩和をはじめ大幅な拡充が行われます。具体的には、今後、5 年以内に「特例承継計画」(仮称)を提出し、10 年以内に贈与・相続による事業承継を対象として、(1)対象株式数上限等の撤廃、(2)雇用要件を実質的に撤廃、(3)対象者の拡大、(4)新たな減免制度など、これまで利用の妨げとなっていた要件が大幅に緩和され、使いやすい制度として新たに創設されます。

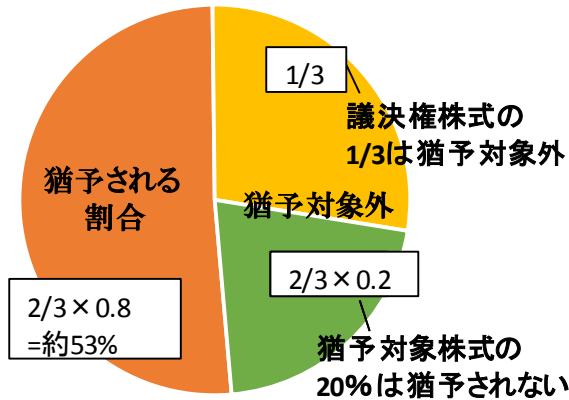
適用 平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの贈与等が対象

※平成 35 年 3 月 31 日までに特例承継計画の認定が必要です。

1. 猶予対象株式数の上限の撤廃・猶予割合を 100%に拡大

現行

- 先代経営者から贈与又は相続された非上場株式等のうち、議決権株式総数の 2/3 までの株式が猶予対象

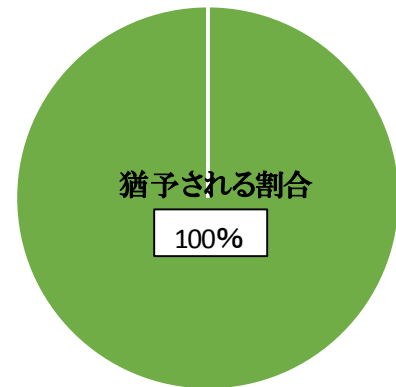


現行 相続税の場合、猶予割合は80%のため、猶予対象は約53% ($2/3 \times 80\%$)、残り47%は納税が必要

特例

- 対象株式数の上限を撤廃し、猶予割合を 100%に拡大

承継時の相続税・贈与税の負担ゼロに!



特例 全株主の贈与税・相続税の全額を猶予

2. 雇用要件を実質的に撤廃

現行の事業承継税制では、5 年平均で雇用の 8 割以上を維持できなければ、納税猶予が打ち切られるという要件が利用の妨げとなっていました。

特例では、仮に 8 割以上の雇用を維持できなくても、納税猶予が継続されるようになりました。(維持できない理由の報告が必要)。

現行

- 承継後 5 年平均で、雇用の 8 割を維持
- 雇用 8 割を維持できなかった場合、猶予された贈与税・相続税を 全額納付

特例

- 雇用要件を実質的に撤廃 (雇用要件を満たせなかった場合でも納税猶予が継続可能)
- 維持できない理由等を記載した書類を都道府県へ提出すれば、納税猶予が継続

制度利用の妨げの要因を撤廃!